

大阪市教育委員会規則第 14 号

大阪市学校適正配置審議会規則の一部を改正する規則

大阪市学校適正配置審議会規則（昭和53年 7 月27日大阪市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
(組織) 第 2 条 審議会は、 <u>20名以内</u> の委員で組織する。 [2 略] (庶務) <u>第 9 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</u>	(組織) 第 2 条 審議会は、 <u>25名以内</u> の委員で組織する。 [2 同左] (幹事) <u>第 9 条</u> 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。 2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。